

平成 2 8 年 1 月 2 0 日

第 1 回 定 例 会

# 会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

## 第 1 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1 日間              平成 2 8 年 1 月 2 0 日（水）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
3	2	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
4	3	農地法第 3 条許可申請について
5	4	農地法第 5 条許可申請について
6	5	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
1 月 20 日	午前 9 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について              日程第 1 号
		5. 議案上程                      日程第 2 号～日程第 6 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 28 年第 1 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

12 番瀬戸口委員，13 番畑野委員に，お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 2 号議案第 1 号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。

名簿登録番号〇〇地区 23 号，〇〇〇〇さんは，〇〇町にお住いの甘しょ専門型の認定農家で経営面積は 612a，作付け面積は 550a でございます。

農業労働力は本人，妻，母の 3 名でございます。

以上は，担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において，計画書が認定されたことに伴い，あっせん譲受等候補者名簿に新規登載するものでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載の，〇〇地区名簿登録番号 23 号については，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 1 号については，原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をおねがいします。

事務局 日程第 3 号議案第 2 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 2 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号1号は耕作者変更による合意解約でございます。

利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号2号は不耕作による合意解約でございます。

利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

内容としましては畑が6筆で6937㎡でございます。

以上は農地法第18条第6項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号1号及び2号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号1号

整理番号1号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、1238㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、85歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、60歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号1号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号1号の申請地については5ページに掲載してあります。

申請地は〇〇公民館より北側450mの基盤整備地区内に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号2号

整理番号2号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、1267㎡・〇〇町〇〇番、畑、563㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、64歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、66歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号2号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号2号の申請地については7ページに掲載してあります。

申請地は〇〇〇〇より北側約200mの畑かん地区内に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 続きます。地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号を、城森委員にお願いします。

8番（城森委員）整理番号1号について、現地調査について報告いたします。

1月8日、譲受人本人の立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は〇〇集落の専業農家であります。

申請地は〇〇公民館から北450mに位置し、〇〇基盤整備地区にあります。

申請地はハウスが建っており、平成18年頃からさつまいも苗床とニガウリとして譲受人が耕しているとのことです。

申請地の東側はさつまいもをする畑、西側は野菜を栽培する畑、南側は遊休農地、北側は〇〇から〇〇集落に通じる市道となっております。

取得後も畑として現在同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農業の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、やむをえない申請かと思われま。

以上報告を終わります。

議長 整理番号2号を、俵積田広昭委員にお願いします。

10番（俵積田広昭委員）整理番号2号について報告いたします。

1月6日、譲受人立会いのもと現地確認を行ないました。

譲受人は〇〇集落に居住する豆類を中心に栽培する畑作農業者であり、妻と農業に従事しております。

申請地は〇〇畑かん地区内にあり、〇〇町の〇〇〇〇病院北側200mに位置する集団的な農地です。

周辺は北側と西側は市道、南側と東側は甘しょ掘り取り跡地、現在はソラマメ畑となっております。

規模拡大のために権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第3条許可申請の、整理番号1号及び2号については、事務局の説明及び、地区担当委員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が2件、賃借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号1号

整理番号1号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，218㎡です。

借人は株式会社東木材代表取締役〇〇〇〇さん，木材の製材・土木建築業です。

貸人は〇〇〇〇さん，無職です。

賃借権の設定です。

転用目的は資材置場です。

申請事由は、「現在の資材置場が手狭なため、申請地を借り受け、資材置場として使用するため。」とのことです。

申請地は10ページに掲載してあります。

〇〇〇〇から北側約200mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は資材置場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は218㎡で問題ないものと思われれます。

申請地の北側は宅地及び畑，西側は畑，南側は宅地，東側は道です。

資材置場への転用にあたり、現況のまま、整地のみおこない、南側の宅地と一体的に利用します。

西側農地境界には、擁壁及びブロック積みが施してあり、また、東側境界に集水桝を設置し、周辺へ土砂雨水が防止するよう措置するとのことです。

雨水については、東側側溝へ放流により処理する計画です。

工作物を設置しないので、周辺土地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお、申請地への出入りにあたって、歩道及び〇〇公民館所有の防風林跡地を通行しますが、同意は得ているとのこと。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

続きまして、整理番号2号

整理番号2号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、507㎡外5筆、合計2482㎡です。

申請人は株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、水産加工業です。

転用目的は工場、駐車場です。

申請事由は、「鯉節を製造する過程で出る煮汁等を利用した調味料食品を製造する工場を建てるため。」とのこと。

整理番号2号の申請地は、12ページに掲載してあります。

〇〇〇〇敷地の東側及び〇〇〇〇の既存工場北側に隣接しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね50m以内に既存住宅が9戸存在し、本地域に本社を置く申請人が集落に接続する申請地に工場を建設することから不許可例外の集落接続施設に該当します。

転用目的は工場及び駐車場であり、また、代替地も検討しましたが、適地が見つからずやむを得ず申請地を工場及び駐車場の候補地としており、周辺の農地所有者へも周知及び同意を得ており、致し方のない申請ではないかと思われま。

計画内容は、工場の建設及び大型車輛2台・普通自動車12台分の駐車場を設置する計画で、南側の既存工場と一体的に利用します。

計画面積は2,442㎡で問題のないものと思われま。

申請地南側は自己所有の既存工場がある宅地、西側は自己所有の通路である雑種地、東側は転用許可を受けた変電所、北側は水路を挟んで道です。

工場・駐車場への転用にあたり、建物は北側及び東側境界から4m以上控えて建築する計画で、周辺農地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

造成にあたっては、約1mの盛土が必要となりますが、周囲には擁壁を設置し土砂雨水が流出しないよう措置する計画です。

また、申請地内、南側境界に沿って、申請人が側溝を設置しておりますが、隣接の既存工場と一体利用するため、側溝にふたをかぶせて、そのまま維持し、雨水については、自然流下及び側溝より西側雑種地内の水路へ放流により処理する計画です。なお、低湿地対策のため、地中排水用の暗渠及び汲み上げポンプが敷設されておりますが、そのまま維持し、その機能は損なわれないため、周辺農地への影響を及ぼす恐れはありません。

工場排水は北側道路下に埋設されている下水道管に排水する予定です。

なお、2000㎡以上の盛土が発生する開発行為にあたることから、枕崎市民の環境を守る条例による届が必要であり、市企画調整課より指導・協議中でありま

す。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，問題のない申請ではないかと思われます。

続きまして，整理番号 3 号

整理番号 3 号の申請地は〇〇町〇〇番の一部，畑，971 m<sup>2</sup>のうち 297.53 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，地方公務員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は，「現在，借家住まいのなので，申請地を取得して居宅を建築したい。」とのことす。

申請地は，14 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇南側駐車場より南側約 80m に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため，第 1 種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の概ね 50m 以内に既存住宅が 8 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は，一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 297.75 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

申請地北側は雑種地，東側及び南側は畑，西側は市道です。

現況は，道路と同じ高さにするため，農地利用変更届出がなされ，切土及び整地がなされております。

一般住宅への転用にあたり，分筆手続き終了後，境界にはブロック積みを施し，分筆後の周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

建物は高さは 5.0m の平屋であり，農地より 1.0m 以上控えて建築し，日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については，自然流下及び西側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後西側市道・側溝に排水する予定です。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 続きまして，調査結果について，調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 1 号及び 2 号を，中村委員。

整理番号 3 号を，板敷委員にお願いします。

2 番（中村委員）整理番号 1 号について報告いたします。

1 月 12 日，板敷委員，事務局の前原さんと現地調査を行いました。

申請地は説明がありましたように〇〇〇〇の北 200mにある住宅地内の農地であります。

転用目的は資材置場です。

申請地は東は市道、北側及び南側に住宅、西側は畑に面しておりまして、農地と市道との間に防風林の跡と思われます〇〇公民館名義の土地が一部ありますが、〇〇公民館との間で通行料承諾書が交わされております。

また、周囲はブロック塀で囲まれておりますが、傾斜が北側の住宅の車庫入口に向かっておりまして、雨水が流れ込む恐れがあるため、廃水の処置を講ずるよう指導いたしました。

そのほか日照通風等には支障を及ぼす恐れはありません。

被害防除計画等も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号 2 号について報告いたします。

同じく 1 月 12 日現地調査を行いました。

申請地は〇〇〇〇の東側の計 6 筆の水田であります。

南側は既存の工場、東側は〇〇〇〇の変電施設、北側は道路を挟んで水田になっております。

転用目的は食品製造工場および駐車場の建設であります。

水田に既存の暗渠を排水がありましたが、一部は強制排水の措置が取られており、支障は無いものと思えます。

また南東側の〇〇〇〇からの雨水対策については、側溝の位置を変更して北側の側溝に流すとのことでありました。

日照通風等支障を及ぼす恐れは無いものと思われま

す。その他被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で報告を終わります。

#### 4 番（板敷委員）整理番号 3 号について報告します。

1 月 12 日、申請人〇〇氏立会いのもと、事務局の前原さん、中村委員と私で現地調査を行いました。

申請地は〇〇町で〇〇〇〇から道路を挟んだ東側に位置します。

転用目的は一般住宅です。

申請地の〇〇番は 1 筆全部が南側市道のところで、市道と同じ高さとなるように表面を削り取り水平にならしてありました。

申請部分の北側は 1m くらい低く、ロータリーをかけてあり、西側市道も南から北に向かってゆるやかな下り坂で、北の境界で 1m くらい低くなっています。

申請部分の境界は、東側と南側はコンクリートブロック積みとし、市道側一部と北側はコンクリート擁壁を設置し、土砂、雨水の流出を防止する計画です。

建物は高さ約 5m の平屋建てで、農地との境界より 1m 以上控えて建築する計画で、日照通風等に支障を及ぼす恐れは少ないものと思われま

す。また、雨水は自然流下により汚水や生活排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝

へ排水する計画です。

以上のことからやむをえない申請ではないかと思えます。

以上報告を終わります。

議長 只今の説明・報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12 番（瀬戸口委員）説明がありましたけども、再度確認をこめて質問をさせていただきたいと思えます。

まず、整理番号 2 番の 1m の L 型擁壁を行った場合、盛土を行うわけですが、その場合に図面が添付してあります 12 ページの〇〇町〇〇番地の〇〇〇〇の既存の高圧電線の鉄塔の排水は可能なんですか、というのが一点と、もうひとつは、この地区は早期水稻の刈り取り時期に暗渠排水が利かなくなったということで、以前も相談があった箇所なんですけども、今回この申請によりまして、埋め立て面積が拡大するわけですけども、この排水が利かなくなったという心配はしなくていいのか、その二点をよろしくお願ひします。

事務局 まずひとつめの質問でございます。

申請地予定の東側にあります〇〇〇〇の敷地からの排水については 12 ページの図面にございますとおり、申請地の南側からの排水側溝が既存があり、それに蓋をかぶせてするということなので、その機能は維持するというので、排水は問題ないと思われまます。

続きまして 2 番目の周辺の農地に排水影響等はないかということございませうけども、暗渠についても既存の機能をそのまま維持するというのであり、また用水路についても周辺への排水に対する対策は問題ないものと考えます。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

12 番（瀬戸口委員）はい。

それと整理番号 3 につきまして、ここはもう簡単なことで申し訳ないんですが、この申請者の面積も小数点以下で出ているわけですので、おそらく測量もしてあると思うんですが、このような場合は分筆登記をして許可申請をしなくてもよろしいんですか。

というのと、もう一点は隣の〇〇町〇〇番地は去年の第 10 回定例会で議案として出されまして、名義変更の申請もされて名義変更されていると思うんですけども、この場合両方地図情報システムは法務局から登記完了後何ヶ月くらいかかって名義が変更されるものか、まず二点を。

事務局 一応部分転用ということで今回申請でございましたが、申請人の都合上住宅の建築が急いでるということで、転用申請と分筆申請が同時進行でしたということございまして、分筆手続き終了後に速やかに分筆し、境界をしていくということで申請人からの説明があったところございませう。

あと南側の畑の名義が変更されてないかということございませうが、登記上は地図システムは税務課の方で名義を修正して反映されるんですが、その辺の時間

差等もあり、どのくらいかかるかというのはちょっと税務課の手続き等が定かではありませんが、速やかにしてると思いますが、今回ちょっと修正が遅れてるような状況でございます。

以上です。

12 番（瀬戸口委員）すみません、もう一点。

地図情報システムの件で、先ほどのですね、整理番号 2 の 12 ページの図面でもなんですが、申請地の前のこの〇〇町〇〇とか〇〇とかこの人の名義に関する部分は、この図面では田んぼなんですけど、実際はもう転用をして小屋を建てたりというような状況の土地なんですよ。

これがいまだに田んぼでいるということはこの地図情報システムの信頼性がちょっと欠けてくるんじゃないかと思しますので、こういうところはやっぱり転用にきた場合になるべく地目変更をするような指導をしたほうがいいんじゃないかなということで提案しておきます。

事務局 付属なんですけど、先ほどの名義変更がされてからどれくらいの日程で名義変更の処置がされるかという関係については、固定資産のほうの業務になるわけなんですけども、所有権移転とか分筆とかという書類を法務局からひと月分をまとめて貰ってるような、今現在ははっきりわかりませんが、私がかつている時にはですね、ひと月分をまとめてそれを入力するというようなことでしたので、月初めに名義変更がされればそれをひと月分まとめて翌月にするというようなことで、長くて 2 ヶ月くらい、短くてひと月くらいでは名義変更処置はされるんじゃないかと思えます。

補足でした。

議長 ほかにございませんか。

7 番（沖園委員）今指摘があったように、この〇〇、〇〇とか〇〇とかここ一角は現在確かに転用されてるんですが、実際はこれ転用届はでてるの。

事務局 はい、過去に転用手続きが出されて許可地であります。

7 番（沖園委員）そうするとこの図面自体がまだ整理がされてないというだけのことなんですか。

事務局 処理というより地目変更がされてない分だと思います。

転用申請は受けて許可を受けてるんですけども、目的のものになってるが、登記の地目変更がなされてないということだと思います。

7 番（沖園委員）その辺はなんかこう行政事務手続き的にはなんも瑕疵はないわけ。

その申請はいつ出されたの。

事務局 私が記憶にある中で〇〇というのが今資材置場になっておりますが、2 年ぐらい前だったかなとは思いますが。

7 番（沖園委員）その場合どういった指導をしていくもんなんですか。

地目変更がなされていないということなんですけど、登記上はね。

指導はせんでもいいの。

まあ今日でなくてもいいんですけど、そのへんも確かに12番から指摘があったような状態なんですよ。でも2年前ということですからなんらかの整理をする必要があるのかなというふうに思いますね。

それとこの東側に〇〇番地の東側に用排水路になってるんですかね、ちょっと大きめの側溝があるんですけど、この流末はどこにどうやって流れていくんですか。

ちょっと大き目の側溝なんでよね。

事務局 地番をもう一回、すいません。

7番（沖園委員）〇〇。市道の下の方にずっと大きめの側溝があるんですよ。

事務局 〇〇番はこれが全部水路ですので、こういうかたちで流れていきます。

7番（沖園委員）〇〇〇〇の北側を？

事務局 北じゃない、西側を。

7番（沖園委員）〇〇〇〇の

事務局 この筋が水路ですので、これがこうきてこの広域の方にこういきます。

7番（沖園委員）だからそこを聞いてるところなんですけど、広域の方に行くと。

実はこの〇〇のこの辺はよく越流するんですよ、大雨のとき。そしてこの〇〇あたりを大分流出したりするんですけど、そのときにさっき12番から指摘があったように越流した場合に、どんな申請がなされている北側の暗渠部分の排水ポンプの部分で処理できるのかという危惧があるんじゃないだろうかという指摘じゃなかったかと思うんですけど、12番そうじゃなかったんですか。

12番（瀬戸口委員）私の質問はその〇〇とか〇〇とかその分じゃなくてその下の埋め立てを行おうというところが以前排水がきかなくて刈り取りが出来ないというのがありましたので、その点は埋め立てをした場合に他の地区に箇所に影響が出てこないかというのと、〇〇〇〇の鉄塔があります部分が埋め立てをしますと完全にくぼ地で、1m下に鉄塔が建ってるような状況になりますので、そうした場合にどうしてもその部分には雨水がたまりますので、その排水は可能なのかという質問です。

7番（沖園委員）いずれにしても関連があると思うんですけど、ここは〇〇はこう1段低くなってらるんですよ、〇〇ですかね、〇〇の宅地とその水路の間に1段低い田んぼになってるんですけど、それをまた越流して今度はその市道の地区道になるんですかこれ、〇〇の北側の反対側の田んぼがほとんど水没するような状況になると。

そうなった場合にさっきあの12番から指摘があった排水対策は大丈夫なのかということなんですよ。

事務局 すいません、今の質問は〇〇に水が来たときにこの水路が持たないかという質問になりますかね。

7番（沖園委員）結局その〇〇の東側の水路大きいんですよ。ずっとあの〇〇の公民館のほうからずっとくる大きな水路なんですよ。

今度はその水路が越流して〇〇やらその〇〇の北側の地区道のその辺が水没すると。その水没した雨水等がどこに流末がいくのかということになれば、さっき 12 番が言ったその水路になっていくのかなということなんですよ。

過去にそういった災害が発生しているものですから。

そのような今後の検討課題なんでしょうけど。

事務局 多分その災害はこのこの上の区画の水が多くて、溜まってこちら側に流れ込んだことによってこの人家の横が崩れたという災害がありました。

で、これが流れきらんでなったかどうかは確認してません。

7 番 (沖園委員) だから私一回確認したことがあるんだけど、この〇〇あたりが越流して、今度はこの〇〇の北側の地区道をその〇〇の角のところに暗渠があるんですよ。暗渠があつてその暗渠はおそらくこの 12 番が指摘したそこにきてると思うんですよ。きてると思いますよ。だからその辺の断面流量とかそういった部分で対策は打たんでもいいかということです。

事務局 ちょっと説明させて下さい。

今やってるのはこの問題で、そこに点々が、破線があると思いますけど 2ヶ所、これは暗渠の今現場で掘って、形を確認したということで、私も最初はこうなってるのかと聞いたら、工事の関係で掘って確認して、暗渠はここから始まっているということで、そしてこちら側もこの暗渠がこういうふうな。

7 番 (沖園委員) さっき中村委員の方から説明があつたように強制排水ポンプになるわけでしょ。

その源流というか一番どっから来てる、その暗渠排水の強制排水ポンプ設置した条件がなんで設置したのか、なんらかの事情があつたんでしょうからほら。

事務局 強制排水のポンプはこの下の〇〇が建物を作るときに杭を打ってしまつて、でその暗渠を塞いでしまったということで、それから排水が流れないということで、その上流にあるマスのところポンプをつけて溜まったポンプははきだすとかたちで処理しておると思います。

それから上の暗渠については流れてこない、今のところ塞がってるということで、もしもそれが解決したらそのポンプは大きいので対応するという話になっております。

7 番 (沖園委員) 結局 12 番委員の指摘はひとつはこのさっき 12 番委員が指摘したその今回申請地の北側の排水路は十分なのかと、排水能力はあるのかということも含んでおつたと思うんですよ。

すると農業委員としての立場でその北側の水田等が湿田状態になるんじゃないかということも含まれておつたんだと思うんですよ。

ですからさっきから言うようにその東側の部分等の排水等も大丈夫なのかと、どっちみちここに流れてくるということですから、ここにくるんですよ 12 番委員。

12 番 (瀬戸口委員) 今質問がありましたように、今までどおり排水が利かなくなった

場合に、このポンプで強制的に水を吸い出して、刈り取りが出来るような状況を作ってくれたわけですね。

ですので、今後も今言いますように広範囲の埋め立てをした場合に、埋め立てをしてない道路側の田んぼでそのような状態が発生した場合にはちゃんとそういう対応を取ってくださいよという意味を含めて言ってますので。

事務局 こっちですか

12 番 (瀬戸口委員) いや道路を超えそら、例えば〇〇番とか〇〇番とか〇〇などこけ、その辺に田んぼがあるわけですから。

事務局 そこには別の側溝がありますので。

2 番 (中村委員) ちょっとよろしいですか、今指摘がありましたポンプについては、40秒くらい回って5分くらい休憩する、大雨のときもですね、その程度の水量で十分間に合っているという説明でした。

で、上流の方の暗渠っていう囲んだところの市道の部分にはもう一つ側溝がありますので、上流からの水はその側溝にのるんではないかと。

それともう一つ指摘がありました〇〇の雑種地からの排水ですね、これについては現在既存の工場との間の側溝に落としてるわけですが、この側溝は〇〇〇〇側がつけた側溝でありまして、この位置を北側のほうに移動をして自然流水ができるかどうかを含めてですね、検討をするということでした。

それで出来ない場合は既存の側溝を暗渠として残して、現在のまま自然流下で落とすというような説明を受けております。

12 番 (瀬戸口委員) わかりました。

7 番 (沖園委員) 今の中村委員の方からもあったように、結局今後いろんなことが想定されるわけですから、開発行為をしてですね、そういった部分を含めた中で関係者との農業委員会としての指導といいますかそういう意見具申はしなければいけないのかなと先ほどから 12 番委員の指摘に対して考えたところです。それであれば大丈夫なんですよ、でないとさっき言ったように整理番号 3 号みたいに 2 年も 3 年も地目変更がなされていないという状況もあるわけですからほら。

ただ今のこういった委員会で我々農業委員会がですよ、審査をしてその中で認定した場合に、そのまま 2 年も 3 年もおいておかれるというのはやはりまずいでしょう。

そういった部分を含めて指摘はしておきたいと思います。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 1 号から 3 号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

農用地利用集積計画の、利用権設定について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6号議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は15ページから16ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号1号から16号の8利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外15名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外32名で設定面積は、田が11筆で4497㎡、畑が45筆で41332㎡、樹園地が12筆で12729㎡ございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号、農用地利用集積計画の調整については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号の農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号1号から16号の8までについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第5号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、2月10日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前10時00分閉会